

北谷フィッシャリーナ係留施設（駐艇場）
募集要項

指定管理者 北谷町漁業協同組合
令和元年5月

この募集要項を最後までよく読んで、お申込み下さい。

1 はじめに

北谷フィッシャリーナの係留施設（以下「施設」という。）は、水産業と観光・リゾート産業等の融合を推進するとともに、海洋レクリエーションの普及及び地域の活性化並びに賑わい交流拠点の創出を図るために設置した施設です。

この募集要項は、個人の趣味等で用いられるプレジャーモーターボート等の船舶を対象としています。

2 応募条件及び留意事項

- (1) 施設の使用許可に際しては、町内に住所を有する者を優先します。なお、応募者多数のときは抽選を行うことがあります。
- (2) 海面利用協定（協定相手方:北谷町漁業協同組合）を締結すること。
- (3) 施設は、『自己責任・自己管理』が基本です。係留船舶に係る防犯、養生及び事故等については、施設の使用許可を受けた者の責任で行っていただきます。特に、台風、暴風雨その他の災害が発生した場合、又はその発生が予想される場合は、各自すみやかに船舶の避難及び養生を行ってください。養生に用いる台船及びロープ等についても各自用意してください。
- (4) 車輪付き船台を各自用意してください。ただし、コンクリート舗装を痛める鉄車輪等は使用不可とします。
- (5) 船舶の出入港については、浜川漁港スロープを使用していただきます。また、出入港の際は、施設管理者の指示に従ってください。

3 施設の所在地及び内容等

(1) 施設の所在地 北谷町字美浜 5 7 番地の一部及び 5 9 番地 1

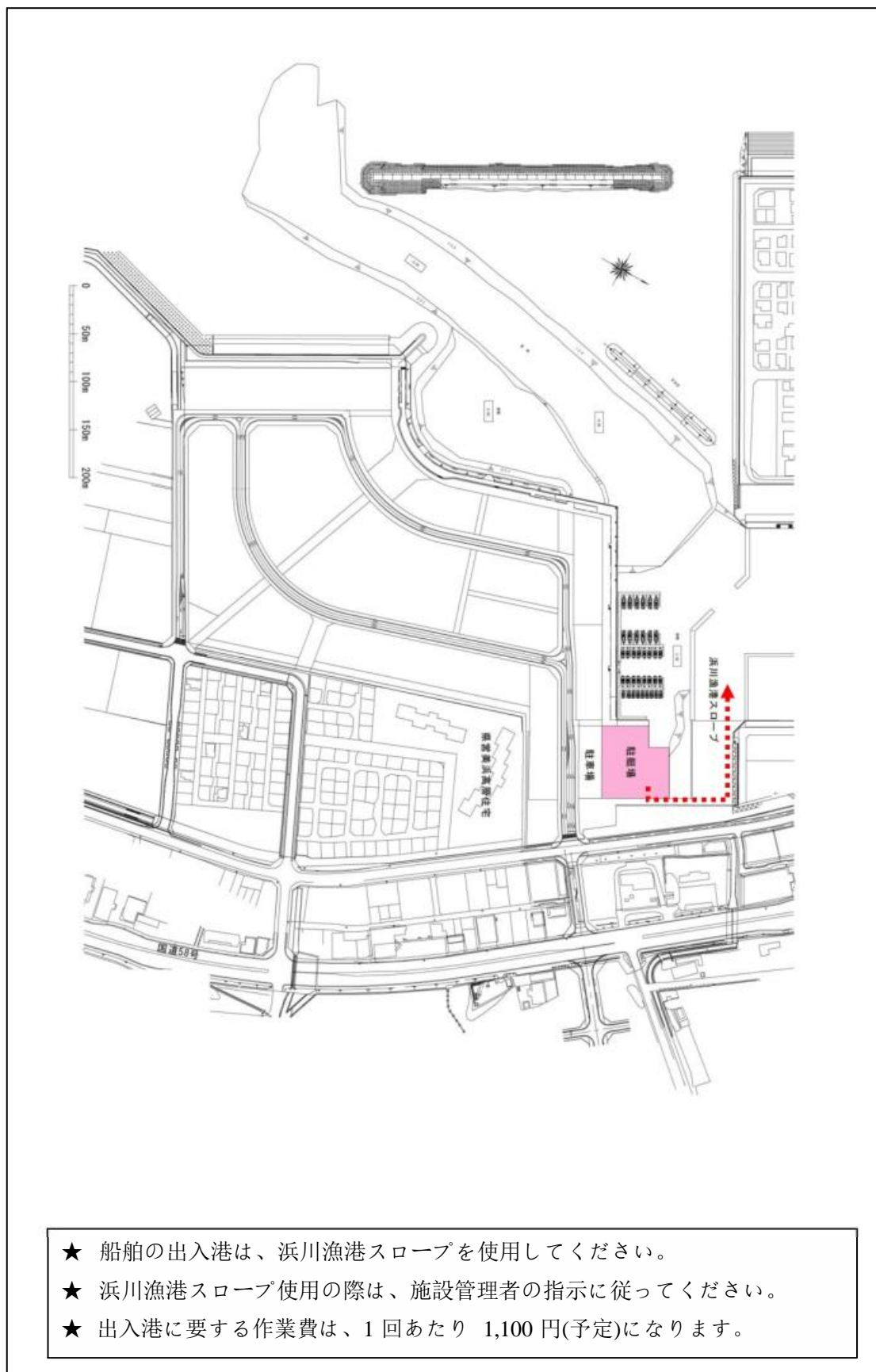
(2) 施設の内容

| 施設区分 | 使用期間 | 係留船舶 | バースナンバー | 収容数(隻) |
|-------------|---------------|----------------------|---------|--------|
| 駐艇場 (陸上) | 長期係留 (1年間) | 30 フィート級 (10m 以下) | 1~19 | 19 |

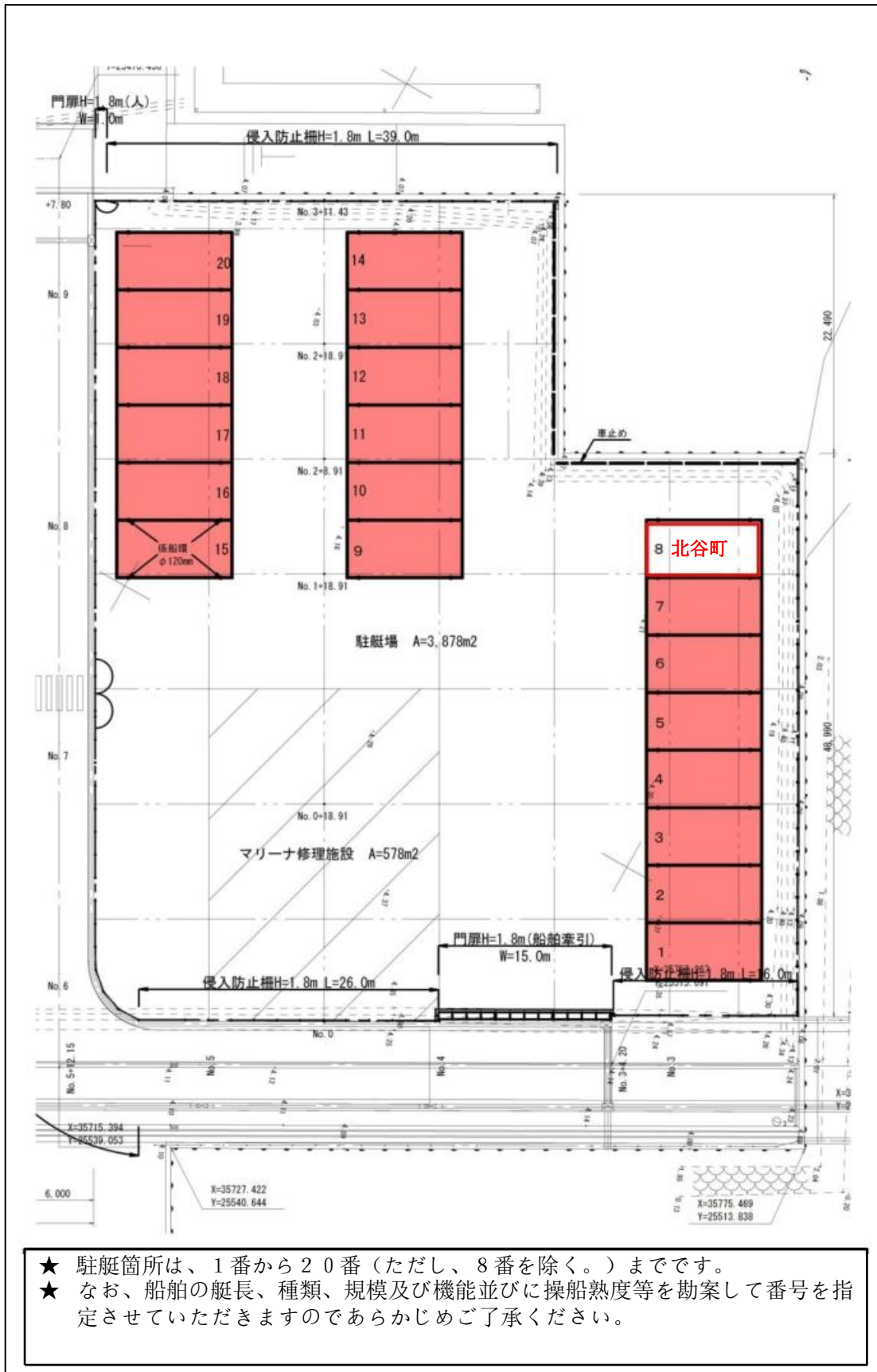
(3) 使用の期間

使用期間は、1年を超えることができません。これを更新するときの期間についても、同様とします。

(4) 駐艇場位置図



(5) 駐艇場配置図



4 使用の許可

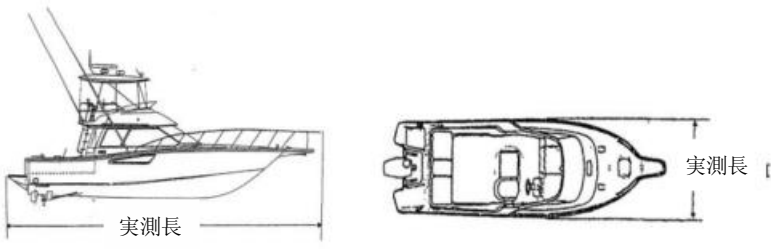
施設の使用の許可を受けようとする者（以下「使用者」という。）は、次の申請者の資格及び種類並びに係留船舶の条件、艇長等を満たす必要がございます。

（1）申請者の基準、資格及び種類等

| | |
|----|--|
| 基準 | <ul style="list-style-type: none"> ● 暴力団、暴力団員、その親交者、暴力行為の常習者またはおそれのある方でないこと。 ● 公の秩序又は善良な風俗若しくは公益を害するおそれのある方でないこと。 ● フィッシャリーナを汚損し、損傷し、又は滅失するおそれのある方でないこと。 ● 前各号に掲げる場合のほか、その使用が不適當又は施設の管理運営上支障を及ぼすおそれのある方でないこと。 |
| 資格 | <ul style="list-style-type: none"> ● 艇を所有していること。又は、船舶の使用契約、リース契約及び所有権留保条項のある売買契約等を締結していること。 ● 海面利用協定（協定相手方:北谷町漁業協同組合）を締結していること。 ● 施設は、「自己責任・自己管理」が基本につき、係留船舶に係る防犯、養生及び事故等については、施設の使用許可を受けた者の責任で行っていただけること。 ● 台風、暴風雨その他の災害が発生した場合、またはその発生が予想される場合は、各自すみやかに船舶の養生を行っていただけること。また、養生に用いる船台及びロープ等についても各自用意していただけること。 |
| 種類 | <p>単独使用と共同使用の2種類があります。</p> <p>① 単独使用</p> <p>ア) 使用者は、申請書に個人名又は法人名を記載し、かつ押印していただきます。</p> <p>イ) 使用者は、船舶検査証書の「船舶所有者」欄及び小型船舶登録事項通知書の「所有者氏名」欄に記載された個人名又は法人名と同一でなければなりません。ただし、使用者と船舶所有者が異なる場合は、船舶の使用等に関する契約書の写しを提出してください。</p> <p>ウ) 緊急連絡時に対応していただくため、以下の要件を備えた者を「船舶管理責任者」として届け出てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 使用者であること。 ● 係留船舶を操縦できる「船舶免許」を保有していること。 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 係留船舶を航行・移動する権限を有すること。 ● 緊急連絡時に係留船舶の養生が迅速に対応できること。 <p>② 共同使用</p> <p>ア) 使用者は、申請書に個人名又は法人名を記載し、かつ押印していただきます。ただし、他に使用者がある場合は、そのうちお一人を代表使用者として申請していただいたうえで、別途共同使用者名簿を提出して下さい。</p> <p>イ) 使用者は、船舶検査証書の「船舶所有者」欄及び小型船舶登録事項通知書の「所有者氏名」欄に記載された個人名又は法人名と同一でなければなりません。ただし、使用者と船舶所有者が異なる場合は、船舶の使用等に関する契約書の写しを提出してください。</p> <p>ウ) 緊急連絡時に対応していただくため、以下の要件を備えた者を「船舶管理責任者」として届け出てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 使用者又は共同使用者であること。 ● 係留船舶を操縦できる「船舶免許」を保有していること。 ● 係留船舶を航行・移動する権限を有すること。 ● 緊急連絡時に係留船舶の養生が迅速に対応できること。 |
|--|--|

(2) 係留船舶の条件、艇長及び隻数

| | |
|------|---|
| 船舶条件 | <p>以下の全ての要件を備えたレジャー用の「動力付きボート」に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 船舶検査証書の用途欄が「プレジャーモーターボート」等となっていること。 ● 船体保険、対人賠償及び対物賠償等を補填する船舶責任保険に加入していること。 ● 日本小型船舶検査機構の検査を受けていること。 ● 期間有効な船舶検査証書を取得していること。 ● 水面係留が可能であること。 ● 排水装置を備えていること。 ● 消音装置が充分施されている船舶であること。 ● フィッシャリーナの管理運営上支障にならないこと。 ● 車輪付き船台を各自用意してください。ただし、コンクリート舗装を痛める鉄車輪等は使用不可とします。 |
| 船舶艇長 | <ul style="list-style-type: none"> ● 艇の規格は、原則として艇長10メートル以下とする。 ● 艇長は、船舶検査証書に記載されている登録長ではなく、船外機等の付属品を含んで実測した艇の全長をいいます（艇幅も同様に付属品を含む実測全幅長をいう。）なお、艇搬入後の改造（アンカーローラーの取付等）により、実測長及び実測幅が異なった場合は、使用許可を取り消すことがありますのでご注意ください。 <div style="text-align: center;">  </div> |
| 隻数 | 同一申請者につき1隻です。 |

5 使用料

(1) 駐艇場の使用料

施設の使用許可を受けた者は、納付期限（前納）までに使用料を全額支払っていただきます。支払方法は、指定の納付書により納入していただきます。なお、納付期限までに支払いがなかったときは、使用許可を取り消す場合がありますのでご注意ください。

| 艇長(実測長) | 1日(一月未満) | 1ヵ月(1年未満) | 1年間 |
|------------|------------------|---------------------|----------------------|
| 5m未満 | 400円 | 8,000円 | 80,000円 |
| 5m以上～6m未満 | 480円 | 9,600円 | 96,000円 |
| 6m以上～7m未満 | 560円 | 11,200円 | 112,000円 |
| 7m以上～8m未満 | 640円 | 12,800円 | 128,000円 |
| 8m以上～9m未満 | 720円 | 14,400円 | 144,000円 |
| 9m以上～10m以下 | 800円 | 16,000円 | 160,000円 |
| 10m超え | 1mまでごとに 80円加算 | 1mまでごとに 1,600円加算 | 1mまでごとに 16,000円加算 |

備考

- 1 使用期間が日又は月を単位とする場合に、その使用期間に1日若しくは1月に満たない端数があるとき、又はその使用期間が1日若しくは1月未満であるときは、これらをそれぞれ1日又は1月として計算する。
- 2 この表における「艇長」とは、実測による船体の全長をいう。
- 3 双胴船等の場合は、2艇分の料金とする。
- 4 使用期間が20日を超え1月未満の場合は、当該期間を1月として計算する。
- 5 使用期間が10か月を超える場合は、当該期間を1年として計算する。
- 6 電気又は水道を使用する場合は、その実費に相当する額を別に徴収する。

(2) 駐車場の利用料金

平成31年4月より駐車料金が発生します。

| 区分 | 単位 | 金額 |
|-------|---------|------|
| 普通自動車 | 1台1日につき | 400円 |

備考

「普通自動車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）に規定する普通自動車をいう。

6 申請手続き等

(1) 申請期間

随時（土日祝祭日を除く。）

9時～12時または13時～17時の間にお越しください。

(2) 申請書類

申請書類は、次のとおりです。A4サイズ統一にご協力ください。

| 申請書類（○：必須、△：該当者のみ） | 単独 使用 | 共同 使用 |
|---|----------|----------|
| <input type="checkbox"/> 使用許可申請書 | ○ | ○ |
| <input type="checkbox"/> 共同使用者名簿 | — | ○ |
| <input type="checkbox"/> 船舶管理責任者選任届出書 | ○ | ○ |
| <input type="checkbox"/> 船舶検査証の写し | ○ | ○ |
| <input type="checkbox"/> 海技免許状の写し | ○ | ○ |
| <input type="checkbox"/> 損害賠償保険に係る保険証券の写し | ○ | ○ |
| <input type="checkbox"/> 艇全体を撮影した写真 (船舶番号が確認できること。海上係留中でも可。) | ○ | ○ |
| <input type="checkbox"/> 申請者の住民票又は商業登記簿謄本の写し ※1 | ○ | ○ |
| <input type="checkbox"/> 船舶所有者の住民票又は商業登記簿謄本の写し ※1、※2 | △ | △ |
| <input type="checkbox"/> 船舶の使用賃貸借契約書等写し ※2 | △ | △ |
| <input type="checkbox"/> 海面利用協定書の写し ※3 | ○ | ○ |

※1 申請日から3ヵ月以内

※2 船舶の使用賃貸借契約、リース契約及び所有権留保条項のある売買契約等により、申請者と船舶所有者が異なる場合に提出して下さい。

※3 海面利用協定書については、北谷町漁業協同組合が取り扱っておりますので、こちらにお問い合わせください。

住所：〒904-0114 沖縄県中頭郡北谷町字港4番地 浜川漁港内

TEL：098-936-1847／FAX：098-936-8893

(3) 申請場所

北谷フィッシャリーナ管理事務所（うみんちゅワーフ1階事務所）

〒904-0115 沖縄県中頭郡北谷町字美浜54-1F

(4) 手続きスケジュール

| 手続き等 | 期限 |
|--------------|--------------|
| 1 募集要項の配布 | 随時 |
| 2 申請書の提出(※) | 随時 |
| 3 施設使用許可書の通知 | 申請日から 3 週間以内 |
| 4 使用料の納付期限 | 許可日から 2 週間以内 |
| 5 使用期間の始期 | 申請日から 3 ヶ月以内 |

※ 抽選により使用許可の可否を決定することがありますので、申請書の提出時にあらかじめ抽選くじを引いていただきます。

(5) 注意事項

- ① 申請書類を受付けた後は、その内容は変更できません。
- ② 申請書類はお返しできません。
- ③ 申請書類に不備がある場合は、許可できません。
- ④ 申請書類に虚偽の記載があることが判明した場合、申請資格がないことが判明した場合には許可できません。

7 許可及び行為に係る申請を行える者について

| 申請を行える者 | | 許可申請 | | 行為申請 |
|----------------------------|--|----------|------|------|
| | | 長期係留 | 短期係留 | |
| 1 普通公共団体の住民 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村の区域内に住所を有する者 ● 在留資格を有しており、居住地の市町村の窓口でその居住地を届けたもの | | | |
| 2 普通公共団体の住民に準ずる地位にある者及び官公庁 | <ul style="list-style-type: none"> ● 普通公共団体の住民でないが、その区域内に事務所、事業所、家屋等を有し、地方税を納付する義務を負う者など住民に準ずる地位にある者 ● 公務に従事する船舶を管理する者 | ○ (注) | ○ | ○ |
| 3 普通公共団体の住民でない者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 上記1又は2に該当しない者 例：国際航海船舶の寄港、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者 | × | ○ | × |

注：船舶管理責任者は、沖縄県内に住所を有する者であること

第1号様式（第2条関係）

令和元年5月1日

指定管理者

北谷町漁業協同組合

代表理事組合長 座喜味盛康 様

申請者 住 所 沖縄県北谷町字桑江 226 番地
氏 名 北 谷 一 郎 印
電話番号 098-936-1234

使用許可申請書

北谷フィッシャリーナの施設の使用について次のとおり申請します。

| | | | |
|---------|-----------------------|---------------|-----------|
| 使用施設の種別 | 係留施設（ 駐 艇 場 ） | | |
| 使用期間 | 令和元年5月1日から令和2年4月30日まで | | |
| 使用目的 | 下記船舶の係留 | | |
| 係留船舶 | 船舶番号 | 第012-3456789号 | |
| | 船 名 | 北谷町号 | |
| | 船 種 | プレジャーモーターボート | |
| | 艇の長さ | 登録長 8.7 m | 実測長 8.7 m |
| | 艇 の 幅 | 登録幅 2.9 m | 実測幅 2.9 m |

備考

- 1 「実測長・幅」は、実測による艇体の全長及び全幅を記載すること。
- 2 次の書類を添付すること。
 - (1) 船舶検査証の写し
 - (2) 海技免許状の写し
 - (3) 損害賠償保険に係る保険証券の写し
 - (4) 艇全体を撮影した写真
 - (5) その他指定管理者が必要と認める書類

船舶管理責任者 選任(解任)届出書

令和元年5月1日

指定管理者
北谷町漁業協同組合
代表理事組合長 座喜味盛康 様

申請者 住 所 沖縄県北谷町字桑江 226 番地
氏 名 北 谷 一 郎 印
電話番号 098-936-1234

下記係留船舶に係る船舶管理責任者を選任(解任)したので届け出ます。

| | | | | |
|----------------------|------------------|--------------------------|---------------|--|
| 係留船舶 | 所有者の住所、名称及び代表者氏名 | 沖縄県北谷町字桑江 226 番地 北谷一郎 | | |
| | 船舶名 | ちやたん号 | | |
| | 船舶番号 | 第012-3456789号 | | |
| 選任された 船舶管理責 任者 | 氏名 | 北谷次郎 | | |
| | 生年月日 | 平成●年●月●日 | | |
| | 住所 | 北谷町字桑江 226 番地 | | |
| | 緊急連絡用の電話番号 | ●●●-●●●●-●●●● | | |
| | その他緊急時の連絡方法 | FAX | ●●●-●●●● | |
| | | e-mail | ●●●@●●●● | |
| | | その他 | ●●●-●●●●-●●●● | |
| | 選任された年月日 | 令和元年5月1日 | | |
| 解任 | 解任の理由 | | | |
| | 解任された年月日 | | | |

共同使用者名簿

令和元年5月1日

指定管理者
北谷町漁業協同組合
代表理事組合長 座喜味盛康 様

申請者 住 所 沖縄県北谷町字桑江 226 番地
氏 名 北 谷 一 郎 (印)
電話番号 098-936-1234

| | | | |
|----------------|-------|---------------|------------------|
| 係留船舶 | 船舶名 | 第012-3456789号 | |
| | 船舶番号 | ちやたん号 | |
| 申請者 (代表使用者) | 氏 名 | 北 谷 一 郎 | (印) |
| | 生年月日 | 平成●年●月●日 | |
| | 住 所 | 北谷町字桑江 226 番地 | TEL 098-936-1234 |
| | 勤 務 先 | (株)北谷町 | TEL 098-936-1234 |
| 共同使用者 | 氏 名 | 北 谷 次 郎 | (印) |
| | 生年月日 | 平成●年●月●日 | |
| | 住 所 | 北谷町字桑江 226 番地 | TEL 098-936-1234 |
| | 勤 務 先 | (株)北谷町 | TEL 098-936-1234 |
| 共同使用者 | 氏 名 | 北 谷 三 郎 | (印) |
| | 生年月日 | 平成●年●月●日 | |
| | 住 所 | 北谷町字桑江 226 番地 | TEL 098-936-1234 |
| | 勤 務 先 | (株)北谷町 | TEL 098-936-1234 |
| 共同使用者 | 氏 名 | | 印 |
| | 生年月日 | | 年 月 日生 |
| | 住 所 | | TEL |
| | 勤 務 先 | | TEL |
| 共同使用者 | 氏 名 | | 印 |
| | 生年月日 | | 年 月 日生 |
| | 住 所 | | TEL |
| | 勤 務 先 | | TEL |

北谷フィッシャリーナ係留施設使用条件

- 1 北谷フィッシャリーナ係留施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、北谷町フィッシャリーナ条例、同条例施行規則、北谷フィッシャリーナ係留施設使用条件、北谷フィッシャリーナ係留施設使用者心得及び北谷フィッシャリーナ（係留施設）募集要項を遵守しなければならない。
- 2 使用者は、台風、暴風雨その他の災害が発生した場合、または発生が予想される場合は、すみやかに船舶の係留場所または陸置場所の状況等を点検し船舶の安全確保を図り、かつ他の船舶に被害を及ぼさないよう十分な措置を講じなければならない。
- 3 北谷町又は指定管理者は、船舶の衝突、接触等の事故または火災、地震、津波、暴風雨その他不可抗力の災害による船舶の破損または盗難等の損害については、その責を負わない。
- 4 使用者は、施設の使用により第三者に損害を与えた場合、または第三者から損害を受けた場合、その他第三者との間に紛争を生じた場合は、使用者の責任においてその損害を賠償し、または紛争の解決をしなければならない。
- 5 使用者は、施設の使用について管理者が指示を与えたときは、すみやかにその指示に従わなければならない。
- 6 使用者は、町長又は指定管理者から使用許可等通知書の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 7 使用者は、町長又は指定管理者の許可を得ずに、施設内で次に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 海洋レクリエーション業、物品の販売、募金、宣伝活動その他これらに類する行為をしようとする事。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興業を行うこと。
 - (4) 展示会、集会その他これらに類する催しのため施設の全部又は一部を独占して使用してはならない。
 - (5) 花火その他の火気を使用すること。
 - (6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- 8 町長又は指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を制限し、若しくは使用の停止を命じ、又は使用の許可を変更し、若しくは取り消すことがある。当該処分により使用者に損害が生じても、町及び指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗若しくは公益を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。
 - (4) 北谷フィッシャリーナ条例及び同条例施行規則に違反し、又は町長若しくは指定管理者の指示に従わなかったとき。
 - (5) 使用目的以外の使用又は使用の許可に付した条件に違反したとき。
 - (6) 偽りその他不正の行為により施設の使用許可を受けたとき。
 - (7) 災害その他避けることのできない理由により必要があると認められるとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、その使用が不適當又は施設の管理運営上支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- 9 施設においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 遊泳をすること。
 - (2) 爆発物やその他危険物を持ち込むこと。
 - (3) 廃棄物を放置し、又は捨てること
 - (4) 鳥獣及び魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (5) その他施設の管理運営上支障がある行為をすること。
- 10 施設を使用する権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸することができない。
- 11 施設の使用許可を受けた船舶以外を係留してはならない。

北谷フィッシャリーナ係留施設使用者心得

1. 施設の使用について

(1) 海上係留および陸置き場所

使用許可を受けた艇は許可された場所に係留または陸置きして下さい。それ以外の場所には係留または陸置きしないで下さい。

(2) 施設の開場時間

午前9時～午後5時

(3) 施設の休場日

12月29日から翌年1月3日まで

(4) 入出港届

- ・出港するときは管理事務所備え付けの入出港届に所定の事項を記入し提出して下さい。
- ・帰港したときはすみやかに入出港届に帰港の署名をして下さい。

(5) 艇の一時搬出および搬入

許可を受けている期間中にマリーナから他の場所へ一時的に移動する場合は管理事務所に届け出て下さい。

(6) 艇の修理等

艇の修理、貝落とし、洗剤による洗艇及びマリントイレの使用等を行う場合は管理者から場所の指定を受け他の艇に迷惑にならないよう十分注意して行って下さい。

2. 海難事故の防止等について

(1) 出港前の気象情報確認

出航前には気象庁による天気予報等を十分確認して下さい。悪天候が予想されるときは船長の責任において出港を中止して下さい。

(2) 救命胴衣の着用

海上航行中は必ず救命胴衣を着用して下さい。

(3) 飲酒操船の禁止

飲酒し、または酒気を帯びて操船しないで下さい。

(4) 安全航行

急速力での航行又は無謀な操船をしないでください。マリーナ航路は、お隣の漁港からの出入船が最優先となります。出入口付近においては、必ず減速したうえに漁船の航路を妨げることなく、他の船舶を確認しながら、安全航行をおこなうようにして下さい。

3. 艇の管理・責任等について

(1) 艇の管理責任

施設は、自己責任・自己管理が基本です。船舶に係る防犯、養生及び事故等については、施設の使用許可を得た者の責任で行ってください。

(2) 損害賠償等

施設または他の船舶等に損害を与えた場合、または他の船舶等から損害を受けた場合は当事者間で解決して下さい。管理者はその責任を負いません。また、こうした損害に備えるためなるべく小型船舶の船体保険、搭乗者保険等に必ず加入してください。

(3) 盗難、事故防止等

船体、備品、資材、用具等の盗難、駐車場内での盗難、事故等についても管理者は一切その責めを負いません。盗難、事故防止は使用者等の責任において実施して下さい。

4. 許可申請手続き等について

(1) 許可事項の変更

施設の使用許可を受けた期間中に許可に係る事項を変更しようとするときは、管理者に事情を説明し相談の上、変更手続きをして下さい。

(2) 使用許可の更新について

一年間の使用許可の場合で許可期限の満了後も引き続き使用する場合は、その期限が満了する日より 30 日前までに所定の手続きをとって下さい。何らかの理由で手続きが遅延する場合は早めに管理者に相談して下さい。

(3) 施設使用料について

施設の使用許可を受けた者は、施設使用料を納付期限内に納入して下さい。また、既に納入した施設使用料は、払い戻しは出来ません。

5. 海面利用等について

使用者は、漁業法に基づく漁業権を尊重し、漁業者の漁の妨げをしてはならない。また、ローカルルールがある場合は、これを遵守して下さい。

第1号様式（第2条関係）

令和 年 月 日

指定管理者

北谷町漁業協同組合

代表理事組合長 座喜味盛康 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

使用許可申請書

北谷フィッシャリーナの施設の使用について次のとおり申請します。

| | | | | |
|---------|----------------------|-----|---|-------|
| 使用施設の種別 | 係留施設（ ） | | | |
| 使用期間 | 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで | | | |
| 使用目的 | | | | |
| 係留船舶 | 船舶番号 | | | |
| | 船 名 | | | |
| | 船 種 | | | |
| | 艇の長さ | 登録長 | m | 実測長 m |
| | 艇 の 幅 | 登録幅 | m | 実測幅 m |

備考

- 1 「実測長・幅」は、実測による艇体の全長及び全幅を記載すること。
- 2 次の書類を添付すること。
 - (1) 船舶検査証の写し
 - (2) 海技免許状の写し
 - (3) 損害賠償保険に係る保険証券の写し
 - (4) 艇全体を撮影した写真
 - (5) その他指定管理者が必要と認める書類

船舶管理責任者 選任(解任)届出書

令和 年 月 日

指定管理者

北谷町漁業協同組合

代表理事組合長 座喜味盛康 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

下記係留船舶に係る船舶管理責任者を選任（解任）したので届け出ます。

| | | | |
|--------------|------------------|--------|--|
| 係留船舶 | 所有者の住所、名称及び代表者氏名 | | |
| | 船舶名 | | |
| | 船舶番号 | | |
| 選任された船舶管理責任者 | 氏名 | | |
| | 生年月日 | | |
| | 住所 | | |
| | 緊急連絡用の電話番号 | | |
| | その他緊急時の連絡方法 | FAX | |
| | | e-mail | |
| | | その他 | |
| 選任された年月日 | | | |
| 解任 | 解任の理由 | | |
| | 解任された年月日 | | |

共同使用者名簿

令和 年 月 日

指定管理者
北谷町漁業協同組合
代表理事組合長 座喜味盛康 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
印

| | | |
|----------------|-------|-----|
| 係留船舶 | 船 舶 名 | |
| | 船舶番号 | |
| 申請者 (代表使用者) | 氏 名 | 印 |
| | 生年月日 | |
| | 住 所 | TEL |
| | 勤 務 先 | TEL |
| 共同使用者 | 氏 名 | 印 |
| | 生年月日 | |
| | 住 所 | TEL |
| | 勤 務 先 | TEL |
| 共同使用者 | 氏 名 | 印 |
| | 生年月日 | |
| | 住 所 | TEL |
| | 勤 務 先 | TEL |
| 共同使用者 | 氏 名 | 印 |
| | 生年月日 | |
| | 住 所 | TEL |
| | 勤 務 先 | TEL |
| 共同使用者 | 氏 名 | 印 |
| | 生年月日 | |
| | 住 所 | TEL |
| | 勤 務 先 | TEL |